

職員給与の算定基準

2024年2月28日制定、理事長決裁

特定非営利活動法人 知多地域権利擁護支援センターの職員給与を算定する基準は、下記のとおりとする。

記

1 基本給の算定

賃金規程に準ずるが、個別に定めるにあたっては、2022年度の国職員の給与水準等を参考に、次のように算定する。

【正規職員】

(1) 初任給(月給)は次の額を基準に、経験年数等を加味して個別に定める。

① 大学卒新卒 初任給の場合の基本給

181,000円+職務手当+資格手当を基本とする。

(2) 賞与は、年2回の支給月に、基本給をベースに、理事会の承認を得て1～3か月分を支給する。勤務成績により加減できる。

(3) 毎年度当初に、国職員給与の改定額および当該職員の経験年数などを加味して改定することができる。

【契約職員、パート職員、臨時雇職員】

(1) 時間当たり給与を次のとおりとする。

業務の種類	作業内容	例示	1時間単価
事務	単純な作業	担当事務レベル、手順の順守、勤怠そのもの	1200～1500円
	ある程度の専門性が必要	取りまとめ力、福祉業務の関連付け	～1800円
	高度な専門性が必要	高度な専門性、事業企画・推進	～2200円
	より高度な専門性が必要	高度な専門性・指導力・運営管理	～3000円
専門技術業務	専門的技術が必要	組織運営、専門家としてのネットワーク、指導力	1700～2200円
	高度な専門性が必要	組織運営、専門家としてのネットワーク、指導力、管理能力	～3000円

(2) 勤務成績が良い職員には、正規職員の基準に準じて賞与を支給することができる、